

# 日本語教室開設・活動支援事業「日本語教室開設サポート制度」に関する規定

令和 2 年 4 月  
一般財団法人岡山県国際交流協会

## 1. 趣旨

一般財団法人岡山県国際交流協会（以下「協会」という。）は、岡山県内における在住外国人への日本語ボランティア活動を支援するため、新しく日本語教室を開設する意欲のある個人・グループ、または日本語教室を開設してから 1 年以内の団体等に対して、日本語教室開設支援センター（以下「センター」という。）として登録している教室の見学の受入により、教室の開設・運営を支援する。

## 2. 申請の対象となる者

申請の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- ① 県内に住所を置く個人または少人数のグループであること
- ② 岡山県内において、日本語学習支援を目的として月 2 回以上、定期的かつ自主的に、地域に在住する外国人を対象とした日本語教室を開設しようとしている、または開設してから 1 年以内の個人または少人数のグループであること
- ③ 日本語教室は、原則として地域の外国人住民が広く参加できるものであること
- ④ 非営利、非宗教、非政治の個人または団体であること

## 3. 活動支援の内容

「日本語教室開設サポート」の申請があった申請者に対して、協会が、センターの中から見学先の調整を行い、申請者に紹介する。

## 4. サポーターについて

協会の「教室開設支援センター登録制度」に登録している、県内で活動する日本語ボランティア教室。

## 5. 教室開設サポートの申請

申請者は、「日本語教室開設サポート（教室見学）申請書」（様式第 1 号）を協会に提出する。それを受け、協会はセンターとの調整を行う。

## 6. 回数の上限

教室見学の受入回数は、1 件の申請につき 5 回を上限とする。

## 7. 費用

協会がセンターへの協力金を負担する。

（1 回（2 時間程度）の受入につき 3,000 円（税引き後））

## 8. 教室見学の報告

申請者は、教室見学終了後 30 日以内もしくは令和 3 年 2 月 26 日（金）のいずれか早い日までに、「教室開設サポート報告書」（様式第 2 号）、「教室開設計画書」（様式第 3 号）を協会に提出することとする。